

令和8年

第1回市議会定例会 議案第30号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

函館市長 大 泉 潤

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「31万円」を「31万800円」に改める。

第13条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の

107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第22条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表1から別表3までを次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
	1	195,800	276,300	299,200	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	277,300	300,500	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	278,300	301,700	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	279,300	302,900	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	280,300	303,900	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	281,300	305,200	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	282,200	306,500	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	283,200	307,900	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	284,200	309,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	285,200	310,300	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	286,200	311,300	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	287,200	312,400	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	288,200	313,500	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	289,500	314,900	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	290,800	316,300	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	292,000	317,700	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	293,200	318,900	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	294,500	320,400	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	295,700	321,800	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	296,900	323,300	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	297,900	324,600	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	299,100	326,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	300,300	327,500	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	301,600	329,000	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	302,900	330,300	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	303,900	331,800	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	304,900	333,300	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	305,900	334,600	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	307,000	335,700	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	308,200	337,300	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	309,300	338,800	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	310,500	340,200	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	311,600	341,500	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	243,300	312,900	343,000	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	244,700	314,200	344,400	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	246,100	315,500	345,800	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	247,500	316,700	347,300	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	248,900	318,000	348,700	366,400	387,100	417,400	460,900	

定年再
任用
短時
勤務
職員
以外
の
職員

3 9	250,300	319,300	350,100	367,800	388,000	417,900	461,200	
4 0	251,700	320,600	351,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
4 1	253,100	321,900	352,700	370,700	389,600	418,700	461,800	
4 2	254,300	323,100	353,800	371,500	390,400	418,900	462,100	
4 3	255,600	324,400	354,900	372,400	391,200	419,200	462,400	
4 4	256,900	325,500	356,000	373,400	391,900	419,500	462,700	
4 5	258,100	326,400	357,100	374,300	392,600	419,800	463,000	
4 6	259,300	327,700	357,700	375,400	393,300	420,100		
4 7	260,500	329,000	358,400	376,300	394,000	420,400		
4 8	261,700	330,300	359,300	377,300	394,700	420,700		
4 9	262,800	331,400	360,100	378,200	395,200	420,900		
5 0	263,900	332,700	361,000	378,900	395,800	421,200		
5 1	265,000	333,900	361,800	379,600	396,400	421,400		
5 2	266,100	335,100	362,600	380,200	397,100	421,700		
5 3	267,000	336,400	363,300	380,600	397,500	421,900		
5 4	268,000	337,400	364,000	381,200	398,100	422,200		
5 5	269,000	338,500	364,600	381,800	398,700	422,500		
5 6	270,000	339,600	365,200	382,500	399,200	422,800		
5 7	271,000	340,300	365,500	382,800	399,600	423,000		
5 8	271,900	341,200	366,100	383,500	400,200	423,300		
5 9	272,700	341,900	366,500	384,200	400,800	423,600		
6 0	273,600	342,700	367,100	384,800	401,300	423,800		
6 1	274,400	343,500	367,400	385,100	401,700	424,000		
6 2	275,200	343,900	368,000	385,600	402,200	424,300		
6 3	276,000	344,400	368,600	386,200	402,700	424,600		
6 4	276,700	345,100	369,200	386,800	403,300	424,800		
6 5	277,400	345,900	369,500	387,100	403,600	425,000		
6 6	278,200	346,600	369,900	387,700	404,000	425,300		
6 7	279,000	347,300	370,400	388,400	404,300	425,600		
6 8	279,600	347,900	370,900	389,000	404,700	425,800		
6 9	280,300	348,400	371,200	389,400	405,000	426,000		
7 0	281,100	349,000	371,700	389,900	405,300	426,300		
7 1	281,800	349,500	372,300	390,500	405,600	426,600		
7 2	282,500	350,100	372,800	391,000	405,800	426,800		
7 3	283,200	350,400	373,100	391,500	406,000	427,000		
7 4	283,900	350,900	373,500	392,100	406,300			
7 5	284,600	351,200	374,000	392,500	406,600			
7 6	285,300	351,600	374,500	392,800	406,800			
7 7	286,000	352,000	374,800	393,200	407,000			
7 8	286,600	352,500	375,300	393,700	407,300			
7 9	287,300	353,000	375,700	394,100	407,600			
8 0	287,900	353,500	376,000	394,500	407,800			
8 1	288,600	353,800	376,300	394,900	408,000			

8 2	289,200	354,200	376,800	395,400	408,300			
8 3	289,900	354,600	377,200	395,800	408,600			
8 4	290,600	355,000	377,600	396,200	408,800			
8 5	291,100	355,300	378,000	396,500	409,000			
8 6	291,700	355,700	378,500					
8 7	292,300	356,100	378,900					
8 8	293,000	356,500	379,300					
8 9	293,600	356,700	379,700					
9 0	294,200	357,100	380,200					
9 1	294,800	357,500	380,600					
9 2	295,500	357,900	381,000					
9 3	296,100	358,100	381,400					
9 4	296,700	358,400						
9 5	297,200	358,800						
9 6	297,700	359,100						
9 7	298,200	359,400						
9 8	298,800	359,800						
9 9	299,300	360,200						
1 0 0	299,900	360,600						
1 0 1	300,300	361,100						
1 0 2	300,800	361,500						
1 0 3	301,300	361,900						
1 0 4	301,900	362,300						
1 0 5	302,400	362,800						
1 0 6	302,800	363,200						
1 0 7	303,100	363,500						
1 0 8	303,400	363,800						
1 0 9	303,600	364,200						
1 1 0	303,900							
1 1 1	304,100							
1 1 2	304,400							
1 1 3	304,600							
1 1 4	304,800							
1 1 5	305,100							
1 1 6	305,300							
1 1 7	305,600							
1 1 8	305,800							
1 1 9	306,100							
1 2 0	306,400							
1 2 1	306,700							
1 2 2	307,000							

1 2 3	307,300							
1 2 4	307,600							
1 2 5	307,800							
1 2 6	308,000							
1 2 7	308,300							
1 2 8	308,700							
1 2 9	308,900							
1 3 0	309,200							
1 3 1	309,500							
1 3 2	309,900							
1 3 3	310,100							
1 3 4	310,400							
1 3 5	310,700							
1 3 6	311,000							
1 3 7	311,200							
1 3 8	311,500							
1 3 9	311,800							
1 4 0	312,100							
1 4 1	312,300							
1 4 2	312,600							
1 4 3	313,000							
1 4 4	313,300							
1 4 5	313,500							
1 4 6	313,700							
1 4 7	314,000							
1 4 8	314,400							
1 4 9	314,600							
1 5 0	314,800							
1 5 1	315,100							
1 5 2	315,400							
1 5 3	315,700							
1 5 4	315,900							
1 5 5	316,200							
1 5 6	316,500							
1 5 7	316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月 額 (円)	227,800						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表2 技能労務職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
	1	198,200	260,400	308,800
	2	200,200	261,500	309,200
	3	202,200	262,600	309,600
	4	204,100	263,700	309,900
	5	206,000	264,800	310,200
	6	207,900	265,800	311,000
	7	209,800	266,800	311,900
	8	211,700	267,800	312,600
	9	213,600	268,800	313,200
	10	215,400	269,700	314,000
	11	217,200	270,600	314,800
	12	219,000	271,500	315,500
	13	220,800	272,400	316,200
	14	222,600	273,200	316,900
	15	224,400	274,000	317,700
	16	226,200	274,800	318,500
	17	228,000	275,600	319,200
	18	229,700	276,400	319,900
	19	231,400	277,200	320,700
	20	233,100	278,000	321,500
	21	234,800	278,800	322,300
	22	236,200	279,600	323,100
	23	237,600	280,400	324,000
	24	239,000	281,200	324,800
	25	240,400	282,000	325,600
	26	241,400	282,800	326,300
	27	242,400	283,600	327,100
	28	243,300	284,400	327,800
	29	244,200	285,200	328,600
	30	245,000	286,000	329,300
	31	245,800	286,800	330,100
	32	246,500	287,600	330,900
	33	247,200	288,400	331,700
	34	247,900	289,200	332,500
	35	248,500	290,000	333,400
	36	249,100	290,800	334,200
	37	249,700	291,600	334,900
	38	250,300	292,300	335,700
	39	250,800	293,000	336,400
	40	251,300	293,500	337,200

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

4 1	251,800	294,100	337,900
4 2	252,300	294,700	338,800
4 3	252,800	295,300	339,600
4 4	253,300	295,800	340,400
4 5	253,800	296,300	341,100
4 6	254,300	296,900	341,800
4 7	254,800	297,500	342,500
4 8	255,300	297,900	343,200
4 9	255,800	298,300	343,900
5 0	256,300	298,800	344,500
5 1	256,700	299,200	345,100
5 2	257,100	299,500	345,700
5 3	257,400	299,900	346,200
5 4	257,900	300,300	346,900
5 5	258,400	300,700	347,500
5 6	258,800	301,000	348,000
5 7	259,200	301,300	348,500
5 8	259,700	301,700	348,900
5 9	260,100	302,100	349,400
6 0	260,500	302,400	349,900
6 1	260,900	302,700	350,300
6 2	261,300	303,100	350,700
6 3	261,800	303,400	351,100
6 4	262,100	303,800	351,500
6 5	262,400	304,100	351,800
6 6	262,800	304,600	352,200
6 7	263,200	305,000	352,600
6 8	263,500	305,500	353,000
6 9	263,900	306,000	353,300
7 0	264,300	306,400	
7 1	264,600	306,900	
7 2	264,900	307,400	
7 3	265,300	307,900	
7 4	265,600	308,500	
7 5	265,900	309,100	
7 6	266,300	309,800	
7 7	266,600	310,300	
7 8	266,900	310,800	
7 9	267,200	311,400	
8 0	267,500	311,900	
8 1	267,800	312,400	
8 2	268,100	312,900	
8 3	268,400	313,500	

8 4	268,700	314,100	
8 5	268,900	314,700	
8 6	269,200	315,400	
8 7	269,500	316,100	
8 8	269,700	316,800	
8 9	269,900	317,400	
9 0	270,200	318,100	
9 1	270,500	318,700	
9 2	270,700	319,300	
9 3	270,900	319,900	
9 4	271,200	320,600	
9 5	271,500	321,300	
9 6	271,700	321,900	
9 7	271,900	322,400	
9 8	272,200	322,900	
9 9	272,500	323,500	
1 0 0	272,700	324,100	
1 0 1	272,900	324,700	
1 0 2	273,200	325,100	
1 0 3	273,500	325,500	
1 0 4	273,700	326,000	
1 0 5	273,900	326,300	
1 0 6	274,100	326,800	
1 0 7	274,400	327,300	
1 0 8	274,700	327,700	
1 0 9	274,900	327,900	
1 1 0	275,100	328,200	
1 1 1	275,400	328,400	
1 1 2	275,600	328,700	
1 1 3	275,900	329,000	
1 1 4	276,200	329,300	
1 1 5	276,500	329,600	
1 1 6	276,700	329,800	
1 1 7	276,900	330,000	
1 1 8	277,200	330,300	
1 1 9	277,400	330,600	
1 2 0	277,700	330,800	
1 2 1	277,900	331,000	
1 2 2	278,100	331,200	
1 2 3	278,400	331,500	
1 2 4	278,700	331,800	
1 2 5	278,900	332,000	
1 2 6	279,100	332,300	

1 2 7	279,400	332,600	
1 2 8	279,600	332,800	
1 2 9	279,900	333,000	
1 3 0	280,200	333,300	
1 3 1	280,500	333,600	
1 3 2	280,700	333,800	
1 3 3	280,900	334,000	
1 3 4	281,200		
1 3 5	281,400		
1 3 6	281,600		
1 3 7	281,900		
1 3 8	282,200		
1 3 9	282,500		
1 4 0	282,700		
1 4 1	282,900		
1 4 2	283,100		
1 4 3	283,400		
1 4 4	283,700		
1 4 5	283,900		
1 4 6	284,100		
1 4 7	284,400		
1 4 8	284,700		
1 4 9	284,900		
1 5 0	285,100		
1 5 1	285,400		
1 5 2	285,700		
1 5 3	285,900		
1 5 4	286,100		
1 5 5	286,400		
1 5 6	286,700		
1 5 7	286,900		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 (円)	227,800	

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が定めるものに適用する。

別表3 医師職給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額（円）	2 級 給料月額（円）	3 級 給料月額（円）	4 級 給料月額（円）	5 級 給料月額（円）
1	305,600	441,900	497,100	571,300	618,300
2	307,900	443,900	498,900	573,700	621,600
3	310,200	445,900	500,700	576,100	624,900
4	312,400	447,800	502,500	578,500	628,200
5	314,500	449,700	504,300	580,900	631,500
6	318,000	451,300	506,000	583,300	634,600
7	321,500	452,900	507,700	585,700	637,700
8	324,900	454,500	509,400	588,100	640,800
9	328,300	456,100	511,100	590,500	643,900
10	331,800	457,900	513,200	592,800	646,700
11	335,200	459,700	515,300	595,100	649,500
12	338,600	461,500	517,400	597,400	652,300
13	342,000	463,300	519,400	599,700	655,100
14	345,500	465,100	521,300	602,000	657,900
15	348,900	466,900	523,400	604,300	660,700
16	352,300	468,700	525,400	606,600	663,500
17	355,700	470,300	527,300	608,900	666,300
18	358,800	472,300	529,300	611,200	668,800
19	362,000	474,200	531,300	613,500	671,300
20	365,200	476,100	533,100	615,800	673,800
21	368,500	477,500	534,900	618,100	676,300
22	371,600	479,200	536,700	620,400	678,800
23	374,700	481,000	538,500	622,700	681,300
24	377,700	482,800	540,300	625,000	683,800
25	380,800	484,600	541,900	627,300	686,300
26	383,100	486,300	543,700	629,500	688,400
27	385,400	488,100	545,500	631,700	690,500
28	387,600	489,900	547,300	633,900	692,600
29	389,500	491,700	548,900	636,100	694,700
30	391,200	493,400	550,700	638,300	696,500
31	392,900	495,200	552,500	640,500	698,300
32	394,700	497,000	554,200	642,700	700,100
33	396,400	498,800	555,800	644,900	701,900
34	398,200	500,700	557,600	647,100	703,400
35	399,800	502,600	559,300	649,300	704,900
36	401,100	504,500	561,000	651,500	706,400
37	402,500	506,400	562,500	653,700	707,900
38	403,900	508,100	564,100	655,800	709,100
39	405,300	509,900	565,500	657,900	710,300
40	406,700	511,700	567,100	660,000	711,500
41	434,000	513,300	568,600	662,100	712,700
42	435,500	515,100	570,000	663,900	713,700
43	437,000	516,900	571,400	665,700	714,700
44	438,500	518,400	572,700	667,500	715,700
45	439,900	519,800	573,900	669,300	716,700

4 6	441,300	521,500	574,900	670,800	
4 7	442,800	523,300	575,900	672,300	
4 8	444,200	525,000	576,900	673,800	
4 9	445,500	526,500	577,900	675,300	
5 0	447,000	527,800	578,800	676,500	
5 1	448,400	529,100	579,700	677,700	
5 2	449,800	530,400	580,600	678,900	
5 3	451,100	531,400	581,400	680,100	
5 4	452,600	532,700	582,300	681,100	
5 5	454,000	534,000	583,200	682,100	
5 6	455,400	535,300	584,100	683,100	
5 7	456,800	536,300	585,000	684,100	
5 8	458,200	537,100	585,900		
5 9	459,500	537,900	586,800		
6 0	460,900	538,700	587,500		
6 1	462,300	539,600	588,400		
6 2	463,600	540,400	589,300		
6 3	465,000	541,200	590,200		
6 4	466,400	541,900	591,100		
6 5	467,700	542,700	592,000		
6 6	469,100	543,500			
6 7	470,400	544,200			
6 8	471,800	545,100			
6 9	473,200	546,000			
7 0	474,900	546,800			
7 1	476,500	547,700			
7 2	478,000	548,600			
7 3	479,600	549,400			
7 4	480,800	550,200			
7 5	481,900	551,000			
7 6	483,000	551,700			
7 7	484,000	552,500			
7 8	484,900	553,400			
7 9	485,800	554,300			
8 0	486,600	555,200			
8 1	487,300	556,000			
8 2	488,000	556,900			
8 3	488,700	557,800			
8 4	489,300	558,700			
8 5	489,900	559,500			
8 6		560,400			
8 7		561,300			
8 8		562,200			
8 9		563,000			

備考 この表は、医師および歯科医師に適用する。ただし、市長が定める者については、この限りでない。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の後ろに「（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。第20条第1項および第2項ならびに第24条第1項において同じ。）」を、「単身赴任手当」の後ろに「、災害応急作業等手当（第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される災害応急作業等手当をいう。第20条第3項および第24条第2項において同じ。）」を加える。

第12条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の6 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第2項および第3項ならびに第4条第2項および第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）ならびにこれに第12条の3の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものに対し、採用の日から規則で定める日までの間、支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準

額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第1項第1号中「ため交通機関」の後ろに「または有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を加え、「第3号および次項第1号」を「以下この項から第3項まで」に、「（交通機関」を「（交通機関等」に、「，交通機関」を「，交通機関等」に改め、同項第2号中「市長が別に」を「規則で」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項および第5項に」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ，」を削り、「それぞれ次に」を「6万6，400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5，000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第6項中「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「自動車等」の後ろに「および駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項を同条第7項とし、同条第3項中「の月」の後ろに「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 職員または配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の

介護に伴い、当該父母の住居またはその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号および第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするもの（規則で定めるものに限る。）その他規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得

た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）および前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条を次のように改める。

（災害応急作業等手当）

第15条 職員が次に掲げる作業に従事したときは、特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項または第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急作業その他の作業であつて規則で定めるもの（次号に掲げる作業を除く。）

(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく要請を受け、災害が発生した本市の区域外の地域で行う作業（規則で定めるものを除く。）

(3) 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した本市の区域外の地域に出動して行う同法第44条第1項に規定する消防の応援等に係る作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,080円とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）とする。

(1) 第1項各号に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 1,620円

(2) 第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区

域で行われた場合 2, 160円

第16条第1項各号列記以外の部分、第18条および第19条中「第20条第2項」の後ろに「および第3項」を加える。

第20条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が災害応急作業等手当が支給される勤務である場合における第16条、第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第22条の4第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第24条第2項中「時間外勤務手当」を「災害応急作業等手当、時間外勤務手当」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000

5	655,000
6	765,000
7	893,000

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条の5」の後ろに「, 第12条の6」を加え、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年函館市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員行政職給料表（第3条関係）

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額（円）	給料月額（円）
1	195,800	276,300
2	196,900	277,300
3	198,100	278,300
4	199,200	279,300
5	200,300	280,300
6	202,000	281,300
7	203,600	282,200
8	205,200	283,200
9	206,700	284,200
10	208,400	285,200
11	210,000	286,200
12	211,600	287,200
13	213,100	288,200
14	214,800	289,500
15	216,500	290,800
16	218,200	292,000
17	219,400	293,200
18	221,000	294,500
19	222,600	295,700
20	224,100	296,900
21	225,600	297,900
22	227,200	299,100
23	228,800	300,300
24	230,400	301,600
25	232,000	302,900
26	233,700	303,900
27	235,000	304,900
28	236,300	305,900
29	237,600	307,000
30	238,700	308,200
31	239,800	309,300
32	240,900	310,500
33	242,000	311,600
34	243,300	312,900
35	244,700	314,200
36	246,100	315,500
37	247,500	316,700
38	248,900	318,000

3 9	250,300	319,300
4 0	251,700	320,600
4 1	253,100	321,900
4 2	254,300	323,100
4 3	255,600	324,400
4 4	256,900	325,500
4 5	258,100	326,400
4 6	259,300	327,700
4 7	260,500	329,000
4 8	261,700	330,300
4 9	262,800	331,400
5 0	263,900	332,700
5 1	265,000	333,900
5 2	266,100	335,100
5 3	267,000	336,400
5 4	268,000	337,400
5 5	269,000	338,500
5 6	270,000	339,600
5 7	271,000	340,300
5 8	271,900	341,200
5 9	272,700	341,900
6 0	273,600	342,700
6 1	274,400	343,500
6 2	275,200	343,900
6 3	276,000	344,400
6 4	276,700	345,100
6 5	277,400	345,900
6 6	278,200	346,600
6 7	279,000	347,300
6 8	279,600	347,900
6 9	280,300	348,400
7 0	281,100	349,000
7 1	281,800	349,500
7 2	282,500	350,100
7 3	283,200	350,400
7 4	283,900	350,900
7 5	284,600	351,200
7 6	285,300	351,600
7 7	286,000	352,000
7 8	286,600	352,500
7 9	287,300	353,000

8 0	287, 900	353, 500
8 1	288, 600	353, 800
8 2	289, 200	354, 200
8 3	289, 900	354, 600
8 4	290, 600	355, 000
8 5	291, 100	355, 300
8 6	291, 700	355, 700
8 7	292, 300	356, 100
8 8	293, 000	356, 500
8 9	293, 600	356, 700
9 0	294, 200	357, 100
9 1	294, 800	357, 500
9 2	295, 500	357, 900
9 3	296, 100	358, 100
9 4	296, 700	358, 400
9 5	297, 200	358, 800
9 6	297, 700	359, 100
9 7	298, 200	359, 400
9 8	298, 800	359, 800
9 9	299, 300	360, 200
1 0 0	299, 900	360, 600
1 0 1	300, 300	361, 100
1 0 2	300, 800	361, 500
1 0 3	301, 300	361, 900
1 0 4	301, 900	362, 300
1 0 5	302, 400	362, 800
1 0 6	302, 800	363, 200
1 0 7	303, 100	363, 500
1 0 8	303, 400	363, 800
1 0 9	303, 600	364, 200
1 1 0	303, 900	
1 1 1	304, 100	
1 1 2	304, 400	
1 1 3	304, 600	
1 1 4	304, 800	
1 1 5	305, 100	
1 1 6	305, 300	
1 1 7	305, 600	
1 1 8	305, 800	
1 1 9	306, 100	
1 2 0	306, 400	

1 2 1	306,700	
1 2 2	307,000	
1 2 3	307,300	
1 2 4	307,600	
1 2 5	307,800	
1 2 6	308,000	
1 2 7	308,300	
1 2 8	308,700	
1 2 9	308,900	
1 3 0	309,200	
1 3 1	309,500	
1 3 2	309,900	
1 3 3	310,100	
1 3 4	310,400	
1 3 5	310,700	
1 3 6	311,000	
1 3 7	311,200	
1 3 8	311,500	
1 3 9	311,800	
1 4 0	312,100	
1 4 1	312,300	
1 4 2	312,600	
1 4 3	313,000	
1 4 4	313,300	
1 4 5	313,500	
1 4 6	313,700	
1 4 7	314,000	
1 4 8	314,400	
1 4 9	314,600	
1 5 0	314,800	
1 5 1	315,100	
1 5 2	315,400	
1 5 3	315,700	
1 5 4	315,900	
1 5 5	316,200	
1 5 6	316,500	
1 5 7	316,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2 会計年度任用職員技能労務職給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額（円）
1	198,200
2	200,200
3	202,200
4	204,100
5	206,000
6	207,900
7	209,800
8	211,700
9	213,600
10	215,400
11	217,200
12	219,000
13	220,800
14	222,600
15	224,400
16	226,200
17	228,000
18	229,700
19	231,400
20	233,100
21	234,800
22	236,200
23	237,600
24	239,000
25	240,400
26	241,400
27	242,400
28	243,300
29	244,200
30	245,000
31	245,800
32	246,500
33	247,200
34	247,900
35	248,500
36	249,100
37	249,700
38	250,300

3 9	250, 800
4 0	251, 300
4 1	251, 800
4 2	252, 300
4 3	252, 800
4 4	253, 300
4 5	253, 800
4 6	254, 300
4 7	254, 800
4 8	255, 300
4 9	255, 800
5 0	256, 300
5 1	256, 700
5 2	257, 100
5 3	257, 400
5 4	257, 900
5 5	258, 400
5 6	258, 800
5 7	259, 200
5 8	259, 700
5 9	260, 100
6 0	260, 500
6 1	260, 900
6 2	261, 300
6 3	261, 800
6 4	262, 100
6 5	262, 400
6 6	262, 800
6 7	263, 200
6 8	263, 500
6 9	263, 900
7 0	264, 300
7 1	264, 600
7 2	264, 900
7 3	265, 300
7 4	265, 600
7 5	265, 900
7 6	266, 300
7 7	266, 600
7 8	266, 900
7 9	267, 200

8 0	267, 500
8 1	267, 800
8 2	268, 100
8 3	268, 400
8 4	268, 700
8 5	268, 900
8 6	269, 200
8 7	269, 500
8 8	269, 700
8 9	269, 900
9 0	270, 200
9 1	270, 500
9 2	270, 700
9 3	270, 900
9 4	271, 200
9 5	271, 500
9 6	271, 700
9 7	271, 900
9 8	272, 200
9 9	272, 500
1 0 0	272, 700
1 0 1	272, 900
1 0 2	273, 200
1 0 3	273, 500
1 0 4	273, 700
1 0 5	273, 900
1 0 6	274, 100
1 0 7	274, 400
1 0 8	274, 700
1 0 9	274, 900
1 1 0	275, 100
1 1 1	275, 400
1 1 2	275, 600
1 1 3	275, 900
1 1 4	276, 200
1 1 5	276, 500
1 1 6	276, 700
1 1 7	276, 900
1 1 8	277, 200
1 1 9	277, 400
1 2 0	277, 700

1 2 1	277,900
1 2 2	278,100
1 2 3	278,400
1 2 4	278,700
1 2 5	278,900
1 2 6	279,100
1 2 7	279,400
1 2 8	279,600
1 2 9	279,900
1 3 0	280,200
1 3 1	280,500
1 3 2	280,700
1 3 3	280,900
1 3 4	281,200
1 3 5	281,400
1 3 6	281,600
1 3 7	281,900
1 3 8	282,200
1 3 9	282,500
1 4 0	282,700
1 4 1	282,900
1 4 2	283,100
1 4 3	283,400
1 4 4	283,700
1 4 5	283,900
1 4 6	284,100
1 4 7	284,400
1 4 8	284,700
1 4 9	284,900
1 5 0	285,100
1 5 1	285,400
1 5 2	285,700
1 5 3	285,900
1 5 4	286,100
1 5 5	286,400
1 5 6	286,700
1 5 7	286,900

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。

第6条 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当」の後ろに「，第2種初任給調整手当」を加える。

第6条第1項中「第12条の3」の後ろに「，第12条の6」を加え，同条第2項中「地域手当」の後ろに「，第2種初任給調整手当」を加える。

第9条中「の月額」の後ろに「ならびに第2種初任給調整手当の月額」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給の調整に係る報酬)

第11条の2 前条第6項に規定する基準月額に1.2を乗じ，その額を38.75に5.2を乗じて得たもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が，その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が別に定める額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には，市長が別に定める期間において，当該パートタイム会計年度任用職員の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 市長が別に定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 市長が別に定めるところにより基準額と特定額との差額を日額に換算した額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額との差額を基準として市長が別に定める額

第16条第1項中「受けるべき報酬」および「おける報酬」の後ろ

に「（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が別に定める額を除く。）」を加える。

第16条の2第1項中「受けるべき報酬」および「おける報酬」の後ろに「（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が別に定める額を除く。）」を加える。

第19条第1項第1号アおよびイ中「月額」の後ろに「および第11条の2の規定により計算して得た報酬の月額の合計額」を加え、同項第2号中「の日額」の後ろに「および第11条の2の規定により計算して得た報酬の日額の合計額」を加え、同項第3号中「の時間額」の後ろに「および第11条の2の規定により計算して得た報酬の時間額の合計額」を加え、同条第2項第1号ア中「月額」の後ろに「および第11条の2の規定により計算して得た報酬の月額の合計額」を加える。

（函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第7条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「初任給調整手当」の後ろに「（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第6条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条各号列記以外の部分および第2号中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の4 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料額および第6条の2の規定による地域手当の支給割合を用いて、管理者が定めるところにより計算して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認

められるものとして管理者が定めるものには、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。第23条中「まで」の後ろに「、第6条の3、第6条の4」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条および第7条の規定ならびに附則第6項および第8項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項および第3項ならびに第22条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」という。）第7条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付条例の規定および第5条の規定による改正後の函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいい、その任期の初日が令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「特定期間」という。）にある者であって当該任期の定めが3月以下のものに限る。）およびパートタイム会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員をいい、その任期の初日が特定期間にある者であって当該任期の定めが3月以下のものまたはその任期の初日が特定期間にある者であって1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のものに限る。）については、前項の規定は、適用しない。
- 4 第1条の規定（給与条例第22条第2項および第3項ならびに第22条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定および第3条の規定（任期付条例第7条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付条例（以下「改正後の任期付条例」という。）または第5条の規定による改正後の会計年度任用職員給与等条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付条例または第5条の規定による改正前の会計年度任用職員給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付条例または改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(通勤手当に関する経過措置)

- 6 第2条の規定による改正後の給与条例第13条第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に同条第3項に規定する職員となった者（市長が別に定める転居をしたものを除く。）にも適用する。

(市長への委任)

- 7 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 8 函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「第5条の規定による改正後の」を削る。

附則第14条中「第6条の規定による改正後の」を削る。

附則第15条第1項中「第9条の規定による改正後の」および「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第4項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例第12条の6第1項および」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与

に関する条例」に改め、同条第7項中「第4条第2項および第4項から第6項まで」を「第4条」に改め、「ならびに新給与条例第4条第1項および第3項」を削る。

附則第16条中「第10条の規定による改正後の」を削る。

(提案理由)

一般職の職員等の給与を改定し、および一般職の職員に災害応急作業等手当を支給することとするため